



唐津市公告第1号

経営管理権集積計画について

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定に基づき、経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により次のとおり公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画は、次の場所において縦覧に供する。

令和4年1月4日

唐津市長 峰 達 郎



1 経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

2 縦覧場所

唐津市農林水産部農地林務課事務室及び唐津市ホームページ

3 縦覧期間

公告の日から令和11年11月30日まで

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（唐津市ホームページを除く。）

5 権利の設定

この公告により、唐津市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権が、それぞれ設定される。